

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月28日(火)午後3時00分から午後3時31分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員(17人)

会長	1番	白石勝敏
	2番	中野敏憲
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
職務代理者	13番	杉本秀雄
	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
職務代理者	16番	萩本厚生
	17番	内田孝光
	18番	深田 智
	19番	寺田 浩

4. 欠席委員(1人)

11番 中村和人

5. 出席推進委員(12人)

本田あゆ子  
齊藤光幸  
中西千代志  
宮本貞義  
渡邊康之  
西田政彦  
吉田寛実  
石田雄一  
鶴山正行  
吉田友彦  
山口辰也  
田崎千明

## 6. 議事日程

- |    |       |  |
|----|-------|--|
| 第1 | 議案第1号 | 農地法第3条（委員会）について                                    |
| 第2 | 議案第2号 | 農地法第4条（知事）について                                     |
| 第3 | 議案第3号 | 農地法第5条（知事）について                                     |
| 第4 | 議案第4号 | 農地法第5条（大臣）について                                     |
| 第5 | 議案第5号 | 農地法第5条事業計画変更申請について                                 |
| 第6 | 議案第6号 | 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について                        |
| 第7 | 議案第7号 | 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農地利用集積計画の公告）について |

## 7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
局次長兼係長	山本康博
参事	橋本周斉
参事	泉 正裕
主事	桑野 直

## 8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

まず、私、泉のほうから報告をさせていただきますが、総会前の4月の人事異動で事務局職員の異動がございます。

私、泉が事務局長として4月より着任いたしております。職員7名、総員数8名で新たな気持ちで頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、着座で御説明いたします。

今回、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、全国農業会議所から農業委員会組織の運営等について、通知がなされているところです。また、本市においても、市民の皆様へ感染防止の取り組みについて、注意喚起を行っているところでございます。

このことから、総会の開催に際しまして注意事項を申し上げたいと思います。御発言につきましては、会場内2カ所に設けておりますスタンドマイクの場所にて、発言をしていただきます。飛沫防止のためにそういった形をとらせていただいております。総会時間短縮、議事録の作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただけるよう、よろしく願いいたします。委員の皆様方には大変御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから4月の総会を開会したいと思います。

本日は、中村委員から欠席の連絡がっております。

本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく願いいたします。

議 長

皆さん、こんにちは。先程、事務局長から説明がありました通り、時間短縮のために私の挨拶は割愛させていただきます。挨拶は終わります。

それでは、ただ今より4月の農業委員会総会を始めます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。10番、田口一廣委員、13番、杉本秀雄委員にお願いします。

それでは、審議に入ります前に、訂正があるようですので、事務局より説明をお願いします。

事務局長

それでは、事務局から議案書の訂正について、御説明致します。

まず、議案書7ページ、議案第4号農地法第5条の規定による大臣協議が必要となる許可申請について、をご覧下さい。

申請番号1番、1番については許可権者である県と事前協議をした結果、申請地内に一部無断転用があり、そこを解消する必要があるため、今回は審議にかけず保留としますので、削除方、よろしくお願ひいたします。

そして、議案書の2ページの方をご覧下さい。議案第2号農地法第4条の申請番号1番の農振という所がございますが、そこは農振農用地ではなく、白地ですので訂正をお願い致します。

議 長

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしくお願ひします。

議案第1号農地法第3条規定により、許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページのとおり付議致します。

今月の所有権移転申請は、贈与が2件ありました。地目は田、2万7,788平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載通りです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

御審議方よろしくお願ひします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、松高からお願ひします。

推進委員

松高の宮本です。

1番目についての説明ですが、この案件は、生前贈与で3筆上がっております。譲渡人の〇〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇〇さんは親子関係になります。〇さんは水稻とミニトマトを栽培されており、ここに残って頑張っておられます。25日に農業委員さんの萩本さんと確認を致しました。何ら問題はないと思います。御審議よろしくお願い致します。

議 長

2番、昭和。

推進委員

2番について説明いたします。昭和の齊藤です。

農業委員の松本さんと25日に現地の確認と御本人の意向の確認に伺いまして、譲渡人の〇〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇〇さんは親子関係にあり、生前贈与という形をとるということなので、何ら問題ないと思います。御審議方よろしくお願い致します。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ですので、認める事と致します。よって、申請を許可致します。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書2ページのとおり付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載の通りです。

事務局からは、農地転用許可の立地基準について、説明致します。

1番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域にある農地のため、第1種農地に区分されますが、地域の農業の振興に資する施設の用に供するための転用であり、土地選定の代替性もないことから、許可は可能と考えます。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、許可は可能と考えます。

それでは、御審議方、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、郡築をお願いします。

推進委員

郡築の本田です。1 番について説明をします。

この件につきまして4月22日調査を行ったところ、申請人の〇〇さん宅までの通路は〇〇さん宅のみで、通路幅は狭く、農業用車両が通りにくく、農業車両置き場も手狭になったため、農業用車両置き場と通路拡張したいとのことです。

息子さん夫婦だけでなく、お孫さん達も既に一緒に農業経営されていて、将来にわたり有効に利用されるものと判断できます。

したがって、この件については、担当委員として何ら問題がないと思います。

御審議方、よろしく申し上げます。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可致します。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について御審議いただきますが、4番の案件については、後にあります事業計画変更と同一案件ですので、そのときに一緒に審議をお願いしたいと思います。

では、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページから6ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が14件、使用貸借権が1件、合計の15件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番から3番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次の4番の案件は、事業計画変更が同時申請されておりますので、後の議案第5号で説明いたします。

4ページ、お願いします。次に、5番及び6番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

なお、6番の案件は無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、7番から5ページの9番までの案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、10番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設で、本市との雇用協定書が添付されており、また土地選定の代替地についても検討済みで、許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

次に、11番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地の代替地については検討済みであり、許可は可能と考えます。

次に、12番及び6ページの13番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、14番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住するものの、日常生活上、必要な施設で、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

なお、土地選定の代替地については検討済みです。

最後に、15番の案件は、八代市鏡支所から概ね300メートル以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と考えます。

それでは、御審議方、よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把、お願いします。

推進委員

八千把担当の中面です。番号1番から3番について説明します。

1番は、古閑中町の区画整理区域内の○○○の区画割の造成地で、ここに個人住宅を建築しても何ら問題がないと思います。

2番、3番は、同一区画内の農地なので一緒に説明をします。古閑中町の区画整理区域内の造成済みの農地で、ここに、どちらとも個人住宅を建築しても、何ら問題がないと思います。審議をお願いします。

議長

5番、太田郷・代陽、お願いします。

推進委員

代陽・太田郷担当の渡邊です。5番から9番までについて御報告申し上げます。

まず、5番、4月26日に田口委員と共に現地のほうを見てまいりました。場所は、井上町、八代市立第二中学校北側△△△メートル、○○○○○○○○○にあります。ここを買われて個人住宅を造られるということでしたので、何ら問題はないと思います。

続きまして、6番、横手町、○○○○○南側△△△メートル、臨港線沿いの○○○○○です。この場所を取得されて個人住宅の建設とのことでしたので、何ら問題はないと思います。

続きまして、7番から9番に関してですが、この場所は、連続して地番が続く所があります。

7番、日置町、在来線千丁駅から新八代駅の○○○地点より、西側△△△メートルの地点にあります。ここを平成25年、太陽光パネルを作られて、その一部が隣の地番に越境しているとのことでした。それで、今回の申請となった次第であります。何ら問題はないと思います。

8番、ここは15年ほど前より資材置き場として借りておられて、このたび、そこを買われてそのまま使われているとのことでした。転用許可を得ておられなかったもので、今回の申請にあたった次第であります。何ら問題はないと思います。

続きまして9番、ここは又、その○にあたるところで、請け人の方の両親が住宅を建設しておられましたが、排水先がないとのことでした。それで、そこを譲り受けて排水管を埋設されたところでしたが、何ら手続きがされていなかったことが判明いたしまして、今回の申請となっております。何ら問題はないと思います。

御審議方、よろしくお願いいたします。

議長

10番、龍峯、お願いします。

推進委員

龍峯の西田です。申請番号10番について説明いたします。場所は、八代インター

チェンジの△△△メートル北側で、国道3号線と高速道路に挟まれた一角で、昨年5条転用で許可された、現在造成中の○○○○○○○○○○の工場と市道を挟んでの北側です。譲受人の株式会社○○○○○○は、ホテル、レストランなどへの食品卸売業です。現在、大手町にある○○○○○は、土地建物とも賃貸しておりましたが、このたび申請地を取得して事務所兼倉庫を建築する計画です。申請地の西側は排水路、市道、そして高速道路です。東側は市道を挟んで農地、また北側は排水路を挟んで農地です。

計画では、事務所兼倉庫は西側の高速道路○○に建設されますので、農地に被害を及ぼす恐れはありません。3月に市と雇用協定を締結しており、地元も了解しております。よって、本件については、何ら問題はないと思いますので、審議のほう、よろしく申し上げます。

議 長

11番、植柳・麦島、お願いします。

推進委員

植柳・麦島担当の吉田です。11番について説明いたします。4月25日、農業委員中村さんと現地調査を行いました。申請地は、中北町、第三中学校南東側○○○、ここに個人住宅を建てたいとのことでした。

この案件につきましては、担当委員として何ら問題はないとは思いますが、審議の方、よろしくお願いいいたします。

続きまして、12番、13番について説明いたします。同じく4月25日に中村さんと現地確認に行きまして、申請地は、植柳下町、場所はちょっとわかりにくいですが、○○○○○の○○○○○邸、南側約△△△メートル位の住宅地の○にあります。

1筆だった土地を2筆に分けて、13番と半分ずつ買われ、北側の田に住宅を拡張したいとのことでした。南側半分は資材置き場、及び駐車場として使いたいとのことでした。この案件につきましては、担当委員として何ら問題がないとは思いますが、審議の方、よろしくお願いいいたします。

議 長

14番、千丁、お願いします。

推進委員

千丁の山口です。14番をお話します。4月24日、農業委員の深田さんと推進委員3名で現地を確認し、○○○さんに話を聞いたところ、駐車場が狭く、○○の前の道に何十台と駐車して、農家の皆さんに迷惑をかけているので、田を買って駐車場を造りたいとのことでした。

また、農家の皆さんにも話を聞いたところ、よろしい、ということで何も問題はないと思いますので、よろしくお願いいいたします。



議 長 15番、鏡、お願いします。

推進委員 鏡の田崎です。25日、現地確認にまいりまして、場所は、鏡支所より南へ△△△メートル行った畑地であります。今は、申請人は両親と同居しているそうですが、子供が大きくなって、家が、今の住居が手狭になったそうですので、親、両親から申請地を借り受けて個人住宅を建設したい、ということでした。何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。ただし、10番の龍峯、〇〇〇〇については、県の諮問会議にいくのが相当として進達いたします。

議案第5号事業計画変更承認議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号農地法第5条事業計画変更申請について、議案書8ページのとおり付議いたします。

この案件につきましては、平成31年に農地法第5条において許可を受けたもので、同時に所有権移転の申請もあつておりますので、あわせて説明いたします。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載の通りです。当初の転用目的は賃貸住宅を建築するものでしたが、許可後、承継者に変更して建売住宅を建築する内容となっております。

それでは、3ページお願いします。続いて議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページ、4番のとおり付議いたします。

最初に、立地基準について説明いたします。申請地はおおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住するものの、日常生活上、必要な施設で、集落に接続して設置されるため不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

次に、一般基準について説明いたします。事業の確実性や周辺農地に今まで悪影響

を及ぼしていないことなどから許可は可能と考えます。

それでは、御審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、八千把、お願いします。

推進委員

八千把担当の中面です。1 番について説明します。場所的には海士江町の〇〇〇の東側に当たり、現況 3 区画に分譲されている農地で、この案件は、平成 30 年 1 月 26 日の総会で、賃貸住宅を 3 棟建築する申請で可決されていましたが、なかなか地域の賃貸需要がなく、今度は建売住宅を 3 棟建築するといった申請に変更になりました。何ら問題がないと思います。審議をお願いします。

議 長

この案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。

議案第 6 号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 6 号農業経営基盤強化促進法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）を、議案書 9 ページから 30 ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が 33 件、面積は 13 万 1,672 平方メートルです。所有権移転が 9 件、面積は 4 万 9,549 平方メートルです。これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件に該当すると判断されます。

なお、この基盤法により、農地中間管理機構へ譲渡した場合などは通常 800 万円、また借入協議により農地中間管理機構に譲渡した場合には最高 1,500 万円まで税金の特別控除を受けられるなど優遇措置がとれますので、農地として売買の相談があった場合には事務局にお尋ねいただきますよう、お願いします。

来月 5 月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、5 月 13 日水曜日、14 日木

曜日の2日間を予定しています。現時点で関係する地区は、水島町、鏡町北新地の予定です。

地区の担当委員さんへは農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第7号農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得を議案書31ページから36ページのとおり付議いたします。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権が11件で面積は3万1,815平方メートルです。これら、申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第7号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これら農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

本日予定の議案は全て終了しました。今月は許可不要転用届、種目変更届、農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約の届け出、通知がありましたので御報告します。

これもちまして、4月の八代市農業委員会を閉会いたします。皆様お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

令和2年4月28日

八代市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_